

本案 令和5年（ワ）第1890号 損害賠償請求事件

申立人（原告）

相手方（被告） アマゾンジャパン合同会社

忌 避 申 立 書

令和7年3月21日

京都地方裁判所 御 中

申立人（原告）

頭書本案事件について、原告は下記のとおり裁判官菊井一夫に対して忌避の申立てをする。

記

第1 申立の趣旨

裁判官菊井一夫に対する忌避は理由がある旨の決定を求める。

第2 申立の理由

1 不公平な裁判をする虞があること

裁判官菊井一夫（以下「本件裁判官」という）については、以下のとおり、不公平な裁判をする虞がある（民事訴訟法第24条1項）。

（1）独占禁止法に関する知見

公正取引委員会は、公正な競争を阻害するおそれがあると認められるものとして、『②特定の取引の相手方に対してしか不利益を与え

ていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがある』場合には認められやすいとし、「何でウチばかり・・・」というイラストも例示している。また独占禁止法（以下「独禁法」という）は、公正取引委員会といった公的機関だけでなく、独禁法違反行為の被害者等の「私人」による民事的救済制度も整備しており、私人によるエンフォースメント（私的エンフォースメント）として機能するものとして具体的には、①無過失損害賠償責任、②差止請求の2つであり、「②差止請求（独禁法24条）は、違反行為によって著しい損害を受け、又は受けるおそれがある者であれば誰でも、裁判所に対して当該違反行為の差止めを求めることができる訴訟制度」との弁護士の解説も存在する。

「対象は不公正な取引方法に限定」されるものであり、原告（本案原告。なお、以下「原告」という）は訴状の中でも競合店である仮称：もりもりバードに対する、出品規約にはない優遇措置を主張してきた。なお、仮称：もりもりバードは本件ストアでブランドレジストリーを行っていたことが判明している。

2023年10月27日の口頭弁論において、原告は本件裁判官から以下のような発言を受けた。

「原告にお聞きしたいんですけどね。差別的取扱いって何のために？要はね、今回の訴訟の眼目としては、原告のお店はポリシー違反に該当するようなことはしていないのに、理由なく警告されているということですよ。他の店がポリシー違反しているのに警告されていないみたいなことですか？それを言ったところで何になるっていう話なんです。仮に原告がポリシー違反をしている、それで警告されればやむを得ないと。その時に他の店はポリシー違反をして

いるのに自分への警告はおかしい、そこまでおっしゃる訳じゃない
んでしょう？」（疎甲1の69-70頁）

独禁法違反訴訟は先例がほとんどない。そのため、株式会社韓流村が「食べログ」を運営する株式会社カカクコムに対し、チェーン店にとって不利益となるアルゴリズムを秘密裏に運用し、同システムの運用が独禁法上の取引条件等の差別的取扱い（独禁法2条9項6号イ、一般指定4項）に当たるとし、本件アルゴリズムの使用の差し止めと、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償の支払いを求めた、令和2年（ワ）第12735号損害賠償請求事件（以下、「食べログ訴訟」という。）において、東京地方裁判所の裁判官が公正取引委員会に助言を求めた（疎甲1の76頁）。

原告は、本案（以下、「本訴訟」という）での原告主張を食べログ訴訟で示された高裁判断に当てはめると、食べログ訴訟の裁判官の合議体により判断されるものであれば、原告主張は主張として取り扱わないとされるものではないことを確信し、令和6年6月17日付原告第14準備書面にて本件裁判官に抗議した（疎甲1の76-85頁）。

公正取引委員会は現在、被告（本案被告。なお、以下「被告」という）に対する独禁法違反被疑行為について審査を行っているが、本件裁判官においては意見を求めるなどの対応がなされない。

（2）被告に寄り添った訴訟指揮

令和6年3月末まで本訴訟の担当であった女性裁判官からは、令和5年10月27日の口頭弁論準備手続において被告に対し、「原告は売り上げ減少と慰謝料も請求しており、独禁法の差し止め請求も絡むので個別の認否は必要」との意見を頂いたが、その一方で本件裁判官は被告に対し、「大変だと思いますので、できる範囲でひ

とつふたつ認否をするよう努力して下さい」、「できなければいいですよ」といった、被告に寄り添った訴訟指揮を行い、結果、当該裁判が始まって、被告からの知的財産権侵害通知は止むこともなく、これら度重なる不法行為により提出しなければならない準備書面も、原告に対しては「またですか」という指摘はあっても、裁判長からは証拠の破棄を含め、被告の行為を諷める発言は一切なかった。それどころか、「被告は2月末までに、原告が今回提出した主張（新たに商標の不正使用だとされた商品も不正使用でないこと）に反論して下さい。まあなくてもいいですが。」との発言もなされた。そのため原告は、独禁法24条の差止請求に必要とされる「垂直的な競争関係における通常の競争から逸脱した人為性を有する行為」を例示する主張の作成のみならず、被告によってひっきりなしになされる不法行為に対する準備書面の数がどんどん増え、追加で弁護士費用を支払わなければならない結果となった（疎甲1の72頁）。

また本件裁判官は、原告が受けた偽造品や商標の不正使用といった知的財産権侵害が根拠のないものであり、被告から商標の不正使用であると原告の手数料負担で一方的に返送された商品が返送された状態のまま、山のようになって手元にあるため（原告第6準備書面4頁、甲121）、根拠を示すように促せば判断できる可能性があるにもかかわらず、人格権を損害した侮辱行為が180日も耐え続けられ消えるので被告にとって好都合であることを理解しながら放置させた。180日が経過したため表示されなくなった侮辱行為は責任の所在がうやむやなまま、原告の主張として取り扱うものがないとした挙句、裁判所からの求釈明事項において、「警告は180日が経過したら消える」のだからと独禁法24条に基づく差止請

求を再検討をするよう、つまり取り下げるよう恣意的に誘導された（疎甲 1 の 7 2 - 7 3 頁）。

（3）裁判を受ける権利を否定

独禁法 2 4 条を取り下げないのは原告の自由であるが、本人訴訟に移行してからの裁判長の態度は明らかに変化し、そんな一般人に裁判官は追い打ちをかけるように、「どれが故意でどれが過失か」、「端的に答えよ」、「法的な主張がない」、「ストレートに答えていない」と詰問され、挙句の果てには「このまま回答なしならそれでもよいが、原告からの主張はないものとして扱う」とまで言われており、理不尽なものを感じると同時に、弁護士でもなければ法律を学ぶ学生でもない原告は、精神的に多大な苦痛を受けた。

「法的根拠に基づかない書面」、「流石に内容を含め承服できない」という意味を含む、法律家でない素人相手では対応に値しないという意思表示が、国家公務員として「国民の信託」を受け、「法の番人」であるとする本件裁判官により行われた。

日本国憲法第 3 2 条において裁判を受ける権利が保障され、弁護士を付けることも強制されないが、本件訴訟では法律を学んでから来いと主張されているものと同じであり、国民の権利を否定した（疎甲 1 の 7 4 - 7 5 頁）。

（4）法律にない理不尽な要求

原告は本件裁判官からの指示に従わないことは、裁判官の心証によって形成される判決の内容に影響するのは承知の上で、令和 6 年 1 0 月 1 0 日付原告第 2 5 準備書面の冒頭に以下主張を記載せざるを得なかった。

令和 6 年 9 月 2 6 日の口頭弁論準備手続において、原告は裁判官から、次回までの準備事項として「原告第 1 4 準備書面

以下についての要約書面（10頁程度のもの）の提出」を求められた。その際、原告は現状として、

①令和6年8月30日付被告準備書面（7）の第4以降についての反論

②損害賠償の追加に伴う、訴えの変更申し立て

③被告倉庫から酷い状態で返送された商品についての主張を行うことを勘案し、これらすべてを次回期日までに間に合わせることを逆算すると不可能であることから、裁判官には「準備書面10書面を10頁にまとめることについて、睡眠時間を削れということですか？」とお聞きしたが、原告として当然であるとの指摘を受けた。

本人訴訟での主張は自由であり、民事訴訟法、民事訴訟規則において準備書面の頁数に定めがない。84頁の準備書面も存在し、原告の準備書面と比較したが、原告は資料を多く埋め込んでいるため、頁数が必然的に増えているにすぎない。本件訴訟の初期段階において、被告が1件1件争点に対し真摯に対応していれば、原告第14準備書面以降に原告が繰り返し主張を行う必要もなく、当然長くならない。また被告が本件ストアの出品者らに対し繰り返し優越的地位を濫用し不法行為を行っており、これら不法行為は本訴訟においても重要な位置を占めるものである。

原告はこれまで睡眠時間を削って種々の書面を作成しており、既に提出済みの書類に対し、10頁にまとめる要求は、更なる作業負担であり、一方的に不必要な業務負担を求める差別行為である。「原告第14準備書面以下について要約書面（10頁程度のもの）」を提出しないことで不利益となるなら受け

入れるより仕方ないが、控訴の際に必要なか判断を求め（疎甲2の1-2頁）。

2 公正を妨げるべき事情の存在

(1) 令和6年9月18日付求釈明事項に記載されていた、被告に対する求釈明事項【資料1】を削除した

【資料1】 令和6年9月18日付 求釈明事項 3頁

〔被告〕

原告に対し Signare 社の商品についてノーブランド品として登録するよう指示している（甲11の4、5）が、Signare 社の商品はブランド品でないということか。

本訴訟では、被告サイトでブランドレジストリーを行ったブランドからのクレームを避ける目的において、被告は、真正品の並行輸入品をブランド名どおりに記載し、並行輸入品として販売していた原告に対し、ブランド名を使用させなくすると同時に、被告従業員を通じて原告に対し、ブランド名で検索されず何らメリットのない「ノーブランド」で登録するように指示し、原告がその指示に従い仕方なく「ノーブランド」で登録したことが争点となっている。

また、原告は本訴訟で争点となっているブランドについて、被告従業員の指示に従って登録したことが明らかである、ブランド名の変遷まで提示している（疎甲2の25-27頁、疎甲3の5頁）。

本件裁判官により求釈明事項から削除されたことは公正を妨げる事情であることから、原告は以下主張を令和6年10月10日付第25準備書面において抗議した。

原告は Signare 社の商品を登録する際、エラーが出て登録できず、被告従業員と本件ストア上でメッセージのやり取りを行った。

被告従業員からは2022年6月21日、①出品権限を付与致しました。登録いただけるブランド名：Signare [シグナーレ] での並行輸入品で登録する許可を与えたとの回答をもらったが、再度エラーが出て登録できず(甲11の4)、同月25日になって被告従業員から②ブランド名には、ノーブランド品で入力いただくよう、登録いただけるブランド名：ノーブランド品で登録するよう指導された(甲11の5)。

被告従業員とのやり取りについては、一定期間が経過すれば見られなくなるメッセージのやりとりや録音される電話などである。原告は登録できないエラーの解決手段として、ブランド品であるにもかかわらず「ノーブランド品で登録するように」と指示され従ったまでであるが、ブランド品をノーブランド品として登録を行うと本件ストアでは犯罪行為(テスト購入なしの偽造品、あるいは商標の不正使用とする知的財産権侵害)を擦り付けられるとは夢にも思わず、言質にあたるスクリーンショットや録音テープを残していなかった。

原告が Signare 社のケースだけを唯一残していたのは、被告の回答である①から②へと掌返しともいえる理由があまりにも理不尽であり、当該理由であればブランド品として登録できるものは何なのか疑問に思ったからである。なお、このやりとりが行われた時点において原告は、本件ストア

で既に導入されていたブランドレジストリーについて何も把握していなかった。

2024年9月26日の口頭弁論準備手続において、原告は被告に対し、この Signare 社のやりとりの開示を求めた。①と②の間に挟まれた2022年6月23日の被告従業員の回答では、ブランド名：Signare [シグナーレ] の使用を許可しない理由が明示されている。被告は証拠も示さず原告に対し、「ノーブランド品」として登録するよう指示した事実はないと主張するが、被告が運営するサイト上でやり取りしているのだから、原告とのやりとり（ケース ID）をすべて開示すればよいだけである。少なくとも Signare についてはノーブランド品で登録するように回答しており、日付まで確定できるのであるから、その日のやり取りを抽出すれば済む話である。

やり取りの提出を求める原告に対し、菊井裁判官は、「証拠を原告が持っているなら出せばよいし、アマゾンが Signare はノーブランド品でよいと言っているのだから、ノーブランド品でよい」との発言がなされ、被告への求釈明事項も存在しない扱いとなった。裁判官は「ノーブランド品」でもよいかもしれないが、被告がブランド名での設定は本件ストアの利便性の維持・確保を目的としたものと主張するように、2024年9月に被告倉庫から一方的に返送された原告の Signare 社商品は「ノーブランド品」であったため、カスタマーの検索や比較にならず全く売れなかったという実損害を受けている。

また被告も、原告がブランド品を「ノーブランド品」とし

て登録したことが問題であり、ノーブランド品に登録できる商品はブランド名やロゴが付されていない商品であると例示まで行い（被告準備書面（5）9頁）、それ以外の商品については全てブランド品として商品登録する必要があるとの主張を行っている。公平であるべき裁判官が、この辻褃の合わない主張を問題視せず、求釈明事項を翻し、裁判官の判断で商標登録もある Signare 社が審理の対象外とされるなら、原告のみが一方的に不利益を受ける差別的取扱いである。争点となっている商品に対し、ノーブランド品でよいと被告が指示したかしないかだけが争点とされ、Signar 社のやり取りの開示は原告が求めたければ書面で求めるようにとの指示であったが、裁判官が必要としないものを原告が求めても当裁判所における判断に及ぼす効果は懐疑的であるため、原告は控訴において必要と考えた際に求めることにする（疎甲2の9－12頁）。

また、同年11月13日付第26準備書面においても原告は抗議を行った。

9月18日付の裁判所からの求釈明事項では被告に対し、「原告に対し Signare 社の商品についてノーブランド品として登録するように指示している（甲11の4、5）が、Signare 社の商品はブランド品ということか」と記載されている。しかし、9月26日の口頭弁論準備期日では、「アマゾンが Signare はノーブランド品でよいと言っているのだから、ノーブランド品でよい」とする菊井裁判官の訴訟指揮において、被告に都合の悪い「ノーブランド品」として登録するように指示された求釈明事項は取り扱わないこ

とになった（原告第25準備書面10-12頁）。Signareというブランドから直接購入している原告にとって、ノーブランドでは検索されず、自ら全く売れないノーブランドで登録する理由もない。事実、原告のSignareは全く売れず、売れないので自らのサイトで安くするとおすすり出品に選ばれる資格である月額料金5390円を支払っているにもかかわらず、自社サイトより本件ストアの方が高いからとおすすりされず、被告より保管料だけを課金され続けた挙句、一方的に返送された。なお、Signareは英国Amazonでストア展開を行ったブランドレジストリー出品者であり、日本へも発送している（甲286）。本件ストアでは、原告以外の出品者らすべて「Signare」として問題なく販売しており、自らショップを運営し、他でも販売している原告商品のみが「ノーブランド品」で販売させられるという差別行為、及び営業妨害を受けた（甲287）（疎甲3の3-4頁）。

本件裁判官は原告が準備書面上で苦情を申し立てたことで取り上げないと仕方がないと考えたのか、令和6年11月20日付期日結果メモでは以下のような記載がなされた【資料2】。

【資料2】

令和6年11月20日付 R6. 11. 20期日結果メモ 1頁

確認事項（次回期日まで）

〔被告〕Signare社の商品はアマゾンにいうブランドか確認

そのため令和7年1月30日の口頭弁論準備手続では被告側から

は既に分かり切っている「Amazon でブランドとして認識されています」という回答を引き出したのみであった。

本件裁判官は Signare 以外のブランドに対し、被告が原告に対しノーブランドで登録するよう指示したかどうか一点一点確認し、被告は証拠も示さず、口頭で「指示はない」などと主張している。しかし実際には被告サイト上で被告従業員とやり取りしていた、「ノーブランドとして登録して下さい」とした指示を既に破棄している、あるいは自らに不利になるため提出しないだけであり、Signare に関しては、原告が被告からノーブランドとして登録するよう指示された証拠のやり取りを提出し、日付まで判明しているのだから、「調べたもののノーブランドで登録するよう指示していない」と主張するなら、同やり取りを被告側からも提出するように訴えている。にもかかわらず、裁判官は断固として取り合わず、公平さを疑わせるには十分すぎると言わざるを得ない。

(2) 本訴訟の争点において重要な原告の主張を恣意的に取り上げない

令和6年9月18日付求釈明事項では、原告は以下について問われた【資料3】。

【資料3】 令和6年9月18日付 求釈明事項 1頁

規約・ポリシー違反がある場合、商品の出品停止等の措置（乙15・一般条件第7文）

〔原告〕

出品者は、出品用アカウントを登録する段階で、本件ストアの各種規約・ポリシーに拘束されることに同意した上で、本件ストアにおける商品の販売を開始したこと（準備書面(2)・5頁）を認めるか。

原告は平成25年(2013年)に登録した時点における各種規約・ポリシーには同意したが、その後、被告は出品者に周知させることなく、一方的に都合よく規約を変更しており、事実、原告は被告代表取締役ジャスパー・チャンに何度もロシア人出品者がロシア軍支給品を販売していることを指摘したものの、売れ筋商品であるため放置し続けており、マネーロンダリングの観点から問題であることなどを指摘した。その後、2022年12月29日時点の出品者利用規約のプログラムポリシー(甲94)には存在しなかった「ロシアからの販売は2022年3月11日以降、ロシアまたはベラルーシからの登録は受け付けていません。」という記載が遡って追記されたことを証拠として提出し(甲93の3)、出品規約を都合よく書き換えている事実も主張した。しかし、そのような事実は被告に都合が悪いからと同年9月26日付の結果メモに記載されていないことから、原告は同年10月10日付原告第25準備書面にて主張を追加しなければならなかった(疎甲2の4-8頁)。本件裁判官は証拠と事実を蔑ろにしているとよわざるをえない。

また、原告が被告倉庫に預けていた商品1点が令和5年11月9日に「テスト購入なしの偽造品」とされ(別表1番号17)、真正品である証拠を提示し、破棄しないように伝えているにもかかわらず、被告によって令和6年3月17日に破棄された。原告は令和6年1月13日に被告に対し、メールで破棄しないように伝え、原告代理人弁護士(当時)も同年2月13日付原告第8準備書面にて、「真贋審査の結果が明らかでない商品を一方的に破棄することは、証拠隠滅と評価し得る行為であり、このような行為は厳に慎むべきである」(6頁)との主張を行った。同年3月11日に口頭弁論準備手続期日が開かれ、この書面の提出も確認されたが、本件裁判官からは被告に対し、真贋

結果が明らかでない商品を一方的に破棄しないようにとの意見もなかった。原告は当該商品が破棄されるまでの一連のやり取りを令和6年8月15日付第18準備書面にて記載しているにもかかわらず(疎甲4の3-11頁)、令和6年11月20日付の期日結果メモでも別表1番号17は原告と被告のメールのやり取りのみで完結したかのような、裁判所の関与がないような扱いとなっている【資料4】。メールをやり取りしたテクニカルサポートについては後述するが、このままでは破棄されても仕方なかったとされることを危惧している。

【資料4】 令和6年11月20日付 R6.11.20期日結果メモ 4頁

17	別表1番号17…「MacKenzie-Childs」のスノードーム
R5.11.9	警告・出品停止(甲88、89) (警告の理由)権利者から偽造品である旨の申告
R5.11.10	原告→権利者 上記商品は真正品である旨メール
R6.1.9	被告→原告 正規品であることを示す書類提出依頼、返答がない場合在庫破棄の通知(乙31)
R6.1.10	原告→被告 正規品である旨メール(Xjs18・3頁・資料1)
R6.1.13	被告→原告 商品の返送又は廃棄を行う旨メール(甲108)
R6.1.17	被告→原告 2/15までに回答ない場合破棄する旨メール(甲113)
R6.2.10	被告 破棄処分依頼完了(甲158)
R6.2.13	原告→被告 破棄処分に対し抗議のメール(Xjs18・6頁・資料2)
R6.3.17	被告→原告 破棄完了した旨メール(甲154、155)

破棄は令和6年3月17日に行われたことが証明されており（乙65）、本件裁判官が証拠を破棄しないように指示せず、真正品と証明できる当該商品を失い、また偽造品ではないという侵害された人格権を回復するために必要な証である対象物を失った。

原告は、本件裁判官の訴訟指揮問題を追及する可能性を模索したが、日本の民事訴訟法（の最高裁の解釈）は、原告・被告の主張立証の応酬に委ね、裁判官の釈明権行使は必要最低限にするという建前により、裁判所が積極的に訴訟指揮すると、判決の破棄事由になりえるため、この件については仕方なく諦めた。

（3）本訴訟を非公開としながら、匿名従業員の参加を認めている

被告弁護士らは原告に対し、本訴訟中に新たに発生した不法行為に対する異議申立ては、他の出品者同様、テクニカルサポートへの連絡フォームから行えと主張した。なお、本件ストアで出品者が意見を交換する「セラーフォーラム」では、被告が商品の返品を受けずに複数回にわたり全額返金し、警察署刑事課からAmazonが完全に悪いと主張されたとする出品者が、事の重大性・緊急性からジャスパー・チャンと話しをさせてもらうことになったものの、出品者のメッセージを無視したままであると怒りの投稿を行っているが、この出品者は被告テクニカルサポートのことを「簡単に説明するとコールセンターのようなもの」と揶揄している（疎甲5）。

原告は被告の指示通りにテクニカルサポートに異議申立てを行ったが、被告は対応する気など毛頭なく、結果、被告の責任でアカウント健全性が低下し、ついにアカウント停止になった。原告はそこで、令和6年12月27日付第28準備書面にて以下の苦情を行った。

異議申立てに対応しない被告の責任でアカウント停止にな

った重要な事実を伝えるべく、前回の弁論準備期日において、被告代理人弁護士らが「アマゾンから^Gが参加している」と述べていた、この人物宛てに転送するように伝えたが、英語をAI翻訳したような担当者から、法務部に転送できないとの返事が届いた（甲307）。

本訴訟が非公開とされ、相手方弁護士事務所で参加しているアマゾンの^Gについても、これまで「アマゾンから〇名参加している」とするだけで認められており、名前どころか正体すら不明である。当初から違和感があった原告は、最近では名前こそ確認するようにしているが、それでもこの「^G」なる人物のプライバシーを守るがごとく相手方のモニターに映し出されることもない。原告は特に本訴訟において同席者は求めているが、誰でも可能なのか調べたところ、事件に関係している等、論点を整理するために必要な人物であることを明らかにする必要がある、また裁判所が同席許可の決定をするに当たり、相手方の意見を聞くこともあり、相手方が拒否したために、同席することができないこともあり得るとの情報を得た¹。つまり、巨大企業であれば一般には適用される条件にも縛られず、結果、裁判では関係者として参加しているものの、正体不明のため状況を知る人物として通知すらできない。

（疎甲6の9－10頁）

改正民訴法において、当事者の利便性向上を図る観点から、当事

¹ 流山法律事務所 訴訟・調停に第三者が同席することができるか
（<https://www.nagareyama-lawoffice.jp/blog/2015/05/post-143-73070.html>
2024年12月17日最終閲覧）

者の一方又は双方が現実に裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議等を利用し口頭弁論期日における手続を行うことができる旨規定された（同 87 条の 2 第 1 項）。なお、映像により相手の状態を認識できない電話会議を、口頭弁論期日で利用することまでは許容されないとする。改正規則では、裁判所は、ウェブ会議等を行うときは、①通話者及び②通話者の所在場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることの確認を要する旨規定された（同 30 条の 2 第 1 項）。また公開主義（憲法 82 条 1 項）の要請から、ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日は、裁判官が公開された現実の法廷に在席し、その裁判官と当事者双方が映像と音声の送受信により通話しているという状況を、一般人がその公開法廷で傍聴できるように行われることを前提とする²。

そこで原告は令和 7 年 1 月 30 日の口頭弁論準備手続の冒頭、被告を代表して参加している人物のフルネーム及び人物を画面に映しだすよう要求した。すると被告代理人弁護士らは原告が前回の出席者ゴトウを準備書面に記載したからと、名前の開示を拒み、裁判所にのみ伝えると回答した。つまり、名前を出されたら困るような立場の者が会社を代表して口頭弁論準備手続期日に参加している。原告は、匿名性が担保されなければならないプライバシーに係る訴訟を提訴した覚えはない。

² 東京弁護士会会報 LIBRA 2024 年 4 月号 民事裁判手続の I T 化の現在とこれから〈前編〉各論 2 口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日 民事訴訟問題等特別委員会委員 稲益寛明(67 期) Vol.24 No.4 2024/4 (https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_04/P02-17.pdf. 2025 年 3 月 12 日最終閲覧)

本件裁判官は何の疑問も抱かず、「法務部所属の方ですかね」と顔出しどころかフルネームも求めなかった。

(4) 確認事項として口頭弁論準備手続で予定されていた内容を議論せず、原告に不利益を与えた

原告は裁判期日の結果メモを受け取っているが、そこには今後の進行も記載されている。【資料5】

【資料5】 令和6年11月20日付 R6. 11. 20期日結果メモ6頁

第2 今後の進行

1 準備事項

原告（1月20日まで）

R6. 11. 20付け要件事実メモ（案）・求釈明事項メモの求釈明事項に回答

被告（1月20日まで）

①原告第23準備書面・13頁以下及び原告第24準備書面に対する認否・反論

②別表1番号23、24に対する認否・反論

2 次回期日 令和7年1月30日（木）15:00～17:00

本期日の確認事項の説明・別表2番号1～4について確認

原告第14準備書面の内容の確認

3 今後の進行

原告第14準備書面以下について原告の主張を確認した上で、被告に反論

以上

口頭弁論準備手続では、令和6年9月18日付求釈明事項に沿って別表1番号1から21、及び別表2番号1から4についてのお互いの

主張を確認していた。しかし、被告による不法行為は止まず、令和6年8月7日に別表1番号22、同年9月27日に番号23、同年11月18日に番号24、同月20日に番号25、同月30日に番号26、12月10日に番号27が追加された。

これまでの口頭弁論準備手続（令和6年9月26日午後2—4時、同年11月20日午後3—5時のいずれも2時間）では、別表1から順番に審理がなされていた。

10回目となる令和7年1月30日午後3—5時までの2時間の弁論準備手続でも、原告は当然、裁判所の指示通りに「R6. 11. 20付け要件事実メモ（案）・求釈明事項メモ」の求釈明事項に回答する準備書面を提出し、被告弁護士らと長丁場にあたる対峙に備え、長い時間をかけて別表2番号1から4についての原告の主張、相手方から想定される原告第14準備書面の内容への反論をまとめるなどして準備していた。

別表2番号1から4の不法行為については、例えば別表2番号3は、原告のこれまでの調査から、ブランドレジストリーを行った出品者を優遇した措置が明白であり、独禁法24条の差止請求に必要とされる「垂直的な競争関係における通常の競争から逸脱した人為性を有する行為」であるところ、裁判所の求釈明事項では、被告による単なる19通のメールの誤送信という記載になっており、訂正が必要であった。

前回の口頭弁論準備手続期日の結果メモに次回期日の確認事項として、別表2番号1～4について確認と記載しているのだから、双方の主張を確認すべきところ、本件裁判官は別表2番号2のみを取り上げ、「販売価格の上限・下限の設定はどのような仕組みであるか」と被告に仕組みの説明を求め、原告に対し価格を設定できることを知っ

ていたかと真意不明の確認を求めた。

そもそも別表2番号2は、原告が本件ストアで値段を一切変えずに販売していた商品（エコバッグ税込2480円）に対し、他での販売価格を安くして販売していたところ、被告は「販売していた商品が高すぎる。上限3円、下限2円でないと販売させない」と通知し、ポリシー違反として原告の商品を出品停止とし、被告倉庫に預けていた商品が販売できなくなったものである。上限3円、下限2円と入力しない限り出品再開できないなどとすることは営業妨害であり、システムエラーにできるような価格を表示しただけの、事実上、他で安くすると同様のケースが発生する可能性があることを示唆する販売価格の強要であり、出品者の自由な販売活動を阻害する優越的地位を濫用した独禁法違反行為により、営業妨害を受けたことを主張している。

そのため確認を行った本件裁判官もどのように進めてよいかわからず、取り敢えず保留にするという判断が下された。

- (5) 確認事項として口頭弁論手続で予定にない内容を取り上げ、本件裁判官による理解しがたい主張により、被告が行った商標の不正使用事実は取り扱わないよう、半ば強制的に同意させられた

確認事項として口頭弁論手続で予定されていた被告に不利な求釈明事項は取り上げず、予定にない被告による商標の不正使用について、本件裁判官から、被告が自ら販売者として使用するブランド名：「キャス・キッドソン」について、「本来、キャスキッドソンと登録すべきところをドットを入れて登録していると。そういった登録がおかしいというのはわかるが、ブランドレジストリーそのものがおかしいというのは別問題。登録がおかしいというだけで、ブランドレジストリーというルールがおかしいというのはまた別である。アマゾンが登録しているブランド名がおかしいだけで、アマゾンがブランドを登録す

る制度を作っているのは別問題。登録の仕方がおかしいだけ。日本の商標登録を蔑ろにしているのはブランドレジストリーとは別問題」と、理解不能な同じような主張で畳み掛けてくるという、被告に寄り添った積極的な指揮により、この問題は取り上げなくて良いかと、本件裁判官に一方向的に争点を押し付けられた。

原告は被告からブランド名：Cath Kidston [キャスキッドソン] で販売できるとして真正品を販売していたところ、商標の不正使用であるとの不法行為を受け（別表1 番号20）、一方、競合である販売者の被告が使用する「キャス・キッドソン」は該当商標がなく、商標法第4条第1項第11号においては混同を生ずるおそれがある、類似の商標の登録は認めておらず、被告自らが商標の不正使用を行い、Cath Kidston社の知的財産権を侵害していると主張している（疎甲7の41－42頁）。また被告が原告の作成したカタログでのCath Kidston表記が知的財産権侵害だとする一方、被告がその原告作成のカタログを利用して販売している事実（疎甲7の39－41頁）、独禁法24条の差止請求に必要とされる「垂直的な競争関係における通常の競争から逸脱した人為性を有する行為」を主張するのみならず、本訴訟にて被告がプラットフォーマーの地位を濫用し、被告の競合である原告のみを排除した（排除型私的独占）こと、薬機法違反なども訴えている（疎甲7の36－48頁）。

上記【資料5】のとおり、原告第12準備書面の「キャス・キッドソン」については確認の予定にない。

口頭弁論準備手続期日に行われる予定の準備事項にないどころか、求釈明事項などとして記録の残る書面を通して確認を求められることもなく、突然の本件裁判官による理解しがたい主張により、被告による優越的地位である範囲を一方向的に2点に限定されたため、被告か

ら提出された令和7年3月14日付の被告準備書面(10)では、「そもそも原告は、被告が原告に対し優越的地位を有するという点について、その要件事実の主張立証を尽くしているとはいえず、また、独占禁止法24条に定める著しい損害の発生又はおそれがあることについても、主張立証することができていない」(10頁)などと記載された。

被告はまた同書面において、「ブランドレジストリーは商標権者を保護するための制度である」とも主張しており、本件裁判官は、憲法76条3項(すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される)に則り、法の番人として原告が指摘した商標法第4条第1項第11号という法律が適用されるかされないかなど明らかにせず、一方的に取り扱わないとしたことは、憲法や法律に基づいて公正な裁判を行い、国民の権利を守るという重い責任³を放棄したといえる。

(6) 令和7年1月30日の口頭弁論準備手続期日は予定では2時間であったが、1時間で閉廷とされ、原告のみが退出した

予定時間2時間なら、原告は予定時間2時間として準備しなければならないとして準備している。令和7年1月30日の口頭弁論準備手続では、実際に取り上げる予定のものは取り上げず、それ以外の主張に対し、唐突に理解不能な理論を持ち出し、原告は主張を取り下げた形になった。

原告にとって2時間を想定した準備は全くの無駄であり、本件裁判官が原告抜きで被告弁護士ら及び匿名従業員らとの調整が必要なら2

³ 裁判官弾劾裁判所 02 日本の弾劾制度

(<https://www.dangai.go.jp/intro/intro2.html>. 2025年3月21日最終閲覧)

時間とせず、本訴訟の口頭弁論準備手続期日は予定時間 1 時間とし、その後勝手に継続すればよい。

(7) 度重なる本件裁判官から受けた訴訟上の不利益を回復する作業が、原告の相当な負担となっていること

口頭弁論準備手続期日が開催されるたびに、「原告の主張はないものとする」などと糾弾されて精神的苦痛を受けたり、求釈明事項が削除されたり、睡眠時間を削ってでも主張を 10 頁にまとめて提出せよなど、原告は本件裁判官から何らかの不利益を受け続けてきた。その都度、原告は先述のとおり原告準備書面を通し、主張として記載することで抗議した。今回も上記(6)について、令和 7 年 3 月 19 日付原告第 31 準備書面にて抗議している(疎甲 8 の 13 - 17 頁)。

このような抗議は公平な裁判がなされているなら主張に記載する必要などないわけであり、原告の準備書面が長くなるのみならず、原告の経済的及び精神的な負担となっている。

3 上記の次第により、本件裁判官には、「公正な判断の能力ないし資質」が欠けることを示す事情が存在する。

4 簡易却下する必要がないこと

「訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避申立ては、決定でこれを却下しなければならない。」とされている(裁判官弾劾法 30 条)。

次回口頭弁論準備期日は令和 7 年 3 月 27 日であるが、本件裁判官は毎回被告に対する反論を次回期日直前までと設定しているため、原告が令和 7 年 3 月 14 日付被告準備書面(10)を郵便で受け取ったのは、翌日の 15 日の午後である。その後、原告は睡眠もままならない状態で、

4日間必死に取り組み、同月19日には原告第31準備書面として被告準備書面（10）に対する反論を提出しており、21日付とする当該申立書を完成させた。つまり、原告は被告に対する反論はすべて完了させており、本申立によって訴訟を遅延させることにはならず、同条項に該当しないことは明らかである。

第3 結語

以上から、本件裁判官に対する忌避申立ては認められるべきである。